

移動等円滑化取組計画書

2020年6月30日

住 所 〒660-0072
兵庫県尼崎市大庄川田町 108-1
事業者名 阪神バス株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が保有する一般路線バス車両においては、2019年度末時点でバリアフリー対応車両（ノンステップバス・ワンステップバス）の導入率100%を達成している。ノンステップバスの導入比率は60.5%（150両/248両）となっている。今後ともノンステップバスの導入率の向上を図っていく。・当社的高速道路を経由する路線については、リフト付きバスまたはスロープ付きバスの導入について検討する。
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・「接遇の教本」を作成し、接遇対応の平準化を図る。特に高齢者・障害者が安心してバスに乗車できるよう教育を行っていく。また乗務員のみならず、お客様に対しても協力を呼びかけ、高齢者・障害者等のお客様を全体で支援する社会になるように寄与していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・路線バス車両	ワンステップバスからノンステップバスへの更新（2021年度～）
・西宮バスターミナル	一部老朽化している点字ブロックや案内表示を更新する。 (2021年度以降)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内放送での周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内放送において、座席譲りに関するアナウンスを組み込み、周知・啓発を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・空港リムジンバスにおける車いす対応車両の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年12月から運行を開始している空港リムジンバスの車椅子対応車両について、HPやのりばでの周知を強化し、利用促進を図る。(2020年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社車両における車椅子利用者の乗車方法をターミナル等に掲出し、高齢者・障害者のお客様に安心して乗車いただく。(2020年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両における情報提供の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・行き先の視認性向上のため、車外の行先表示器を路線バス車両は白色LED化、高速バス車両はフルカラーLED化を計画する。(2020年度以降)
<ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションサービスの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般路線の停留所にQRコードを貼り付け、運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・接遇の教本の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「接遇の手引き」で基本的な接遇を記載しているが、高齢者・障害者への接遇等をより詳細かつ分かりやすく記載した「接遇の教本」を作成し、乗務員の接遇向上・平準化を図る。(2020年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・バス待ち環境の改善を図るため、停留所の上屋・ベンチを計画する。(2020年度以降) ・一般路線バス全線で利用できる高齢者専用定期券(グランドパス)の利用を促進し、シームレスな移動と運賃支払時の利便向上を図っている。 ・総務部をバリアフリーの主管部として、社の推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
路線バス車両	2020年度のノンステップバスへの更新を取りやめ	新型コロナウイルスの影響による計画見直しのため

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。